工事着手届出書、中間検査依頼書、開発許可事項変更許可申請書、開発許可事項変更届出書、工事完了届出書、申請の取下げ書、工事取りやめ届出書添付書類一覧

1　手続規則第16条第1項の規定により、設計者の記名・押印をしてください。
2　手続規則第21条の規定の規定により、提出部数は２部です。
3　正本の添付書類は原本とし、副本は複写で構いません。
4　各図面の申請区域を朱書きしてください。
5　申請の際は、添付書類№の順番どおりに添付してください。
6　開発工事の変更内容によっては同意、協議の締結が必要になることがあります。
7　変更図面の縮尺は、前願の申請における添付書類の縮尺に準ずるものとします。

工事着手届出添付書類一覧

書類の名称	様 式	説明、明示すべき事項	関係条文
1　工事着手届出書	様式第3号		手続規則第3条第1項第1号
2　工事写真		⑴　開発行為の許可標識を入れた全景写真 ⑵　工事着手した状態が判別可能なもの	

中間検査依頼書添付書類一覧

書類の名称	様 式	説明、明示すべき事項	関係条文
1　中間検査依頼書	様式第5号	現場が開発許可の内容どおりに施行されていなかった場合は、原則として後日再検査になります ※　検査当日は、許可を受けていない工事の内容に対しては、検査を行いません	手続規則第3条第3項
2　位置図 （縮尺10,000分の1以上）		都市計画図に「申請地」を朱囲みして図示すること	手続規則第3条第3項第1号
3　土地利用計画図の写し		許可通知書の添付図面と同一のもの（審査済印が押印されたもの）ただし、変更許可又は変更届により、図面が変更している場合は、その変更後の図面を添付すること	手続規則第3条第3項第2号
4　工事写真		指定工程に達したことがわかる写真	
5　その他町長が必要と認めるもの			

開発許可事項変更許可申請書添付書類一覧

書類の名称	様 式	説明、明示すべき事項	関係条文
1　開発許可事項変更許可申請書	様式第8号		手続規則第5条第1項
2　委任状		⑴　委任の範囲を記載 ⑵　代理人の住所及び氏名 ⑶　代理人が所有している資格 ⑷　代理人の電話番号及びＦＡＸ番号	
3　変更前後が分かる書類		変更前、変更後で分類し、比較表にすること	
4　開発許可通知書の写し			
5　公共施設の管理に関する同意書の写し		開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書 ※　公印が押印されている表紙のみを添付	法第32条第1項
6　公共施設の管理に関する協議書の写し		新たに設置される公共施設の設計及び工事方法等並びに新たに設置される公共施設の帰属・管理等に関する協議を行った書類 ※　公印が押印されている表紙のみを添付	法第32条第2項
7　変更前の書類・図面		⑴　許可通知書の添付図面と同一のものただし、変更許可又は変更届により、図面が　変更している場合は、その変更後の図面を添付 ⑵　図面の余白に「変更前」を明示	手続規則第5条第2項
8　変更後の書類・図面		図面の余白に「変更後」を明示	手続規則第5条第2項

開発許可事項変更届出書添付書類一覧

書類の名称	様 式	説明、明示すべき事項	関係条文
1 開発許可事項変更届出書	様式第9号		手続規則第6条
2 変更前の書類・図面		⑴ 許可通知書の添付図面と同一のもの（審査済印が押印されたもの）ただし、変更許可又は変更届により、図面が変更している場合は、その変更後の図面を添付すること ⑵ 図面の余白に「変更前」を明示すること	
3 変更後の書類・図面		図面の余白に「変更後」を明示すること	

工事完了届出書添付書類一覧

書類の名称	様 式	説明、明示すべき事項	関係条文
1 工事完了届出書	別記様式第四	開発区域が、許可の内容どおりに工事が施行されていなかった場合は、後日再検査になります ※ 検査を受ける７日前までに届け出ること	法第36条第１項 省令第29条 手続規則第8条第1項
2 公図の写し		法務局公図の写し	手続規則第8条第1項第1号
3 工事工程の写真		⑴ 開発区域の全景写真（道路を入れて撮影） ⑵ 開発工事の検査対象（雨水浸透施設等）となっているものの写真（寸法が判別できること）	手続規則第8条第1項第3号
4 確定測量図 （縮尺1,000分の1以上）		⑴ 縮尺 ⑵ 境界標の種類を記入 ⑶ 面積（小数点以下第２位まで） ⑷ すべての辺長（小数点以下第３位まで） ※ 必ず確定測量を行い、その実測に基づいて作成すること	手続規則第8条第1項第4号
5 土地利用計画図の写し		許可通知書の添付図面と同一のもの（審査済印が押印されたもの）ただし、変更許可又は変更届により、図面が変更している場合は、その変更後の図面を添付すること	
6 排水施設計画平面図の写し		許可通知書の添付図面と同一のもの（審査済印が押印されたもの）ただし、変更許可又は変更届により、図面が変更している場合は、その変更後の図面を添付すること	

申請の取下げ添付書類一覧

書類の名称	様 式	説明、明示すべき事項	関係条文
1 申請取下げ書	様式第27号	⑴ 開発行為許可申請 ⑵ 予定建築物等以外の建築物等許可申請 ⑶ 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書 ⑷ 公告前建築等承認申請 ⑸ 地位の承継承認申請 ⑹ 開発行為又は建築等に関する証明書交付申請	手続規則第18条

工事取りやめ届出書添付書類一覧

書類の名称	様 式	説明、明示すべき事項	関係条文
1 工事取りやめ届出書	様式第28号	⑴ 予定建築物等以外の建築物等許可 ⑵ 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可	手続規則第19条
2 開発行為許可通知書の写し			